

平成28年第3回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成28年 5 月 31 日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成28年 5 月 31 日	午前10時00分
	閉 会	平成28年 5 月 31 日	午前10時17分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 12 名 欠 席 1 名 欠 員 1 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	具 志 堅 勉	出	9	仲 宗 根 宗 弘	出
2	座 間 味 栄 純	〃	10	仲 間 厚 洋	欠
3	西 平 一	〃	11	欠 員	
5	松 川 秀 清	〃	12	大 城 正 和	出
6	宮 城 達 彦	〃	13	石 川 博 己	〃
7	知 念 重 吉	〃	14	喜 納 政 樹	〃
8	崎 浜 秀 進	〃	15	島 袋 吉 徳	〃

※ 会議録署名議員

6 番	宮 城 達 彦	7 番	知 念 重 吉
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 新 吾	主 事	仲 宗 根 農
---------	---------	-----	---------

議 事 日 程

5月31日（火）1日目

日程番号	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	決議第1号	米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議 (議案説明・審議・採決)
4	意見書第3号	米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書 (議案説明・審議・採決)

○ **議長 島袋吉徳** ただいまから平成28年第3回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって6番 宮城達彦議員及び7番 知念重吉議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間としたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日限りの1日間と決定しました。

日程第3．決議第1号 米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。6番 宮城達彦議員。

○ **6番 宮城達彦** おはようございます。決議第1号、平成28年5月31日。本部町議会議員 島袋吉徳殿。提出者、本部町議会議員 宮城達彦。賛成者、本部町議会議員 西平 一。賛成者、本部町議会議員 仲宗根宗弘。米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議。上記の決議を、別紙のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議（案）。

4月28日から行方不明になっていたうるま市在住の20歳の女性が、5月19日恩納村の雑木林で遺体となって発見された。沖縄県警は同日、死体遺棄の容疑で、嘉手納基地で働く元海兵隊員で米軍属の男を逮捕した。その後、容疑者は女性暴行や殺害についても供述しているとの報道がなされている。

今回の事件は、将来に夢を抱く若い女性の尊い命を奪うという極めて残虐で凶悪な事件であり、親族や友人、関係者、さらに沖縄県民に大きな衝撃と不安を与えるとともに深い悲しみと激しい怒りの声が広がっている。

沖縄県民は、戦後70年を経た今もなお、基地あるがゆえに多くの犠牲と過重な負担を強いられており、今年3月にも米軍人による女性暴行事件が那覇市内のビジネスホテルで発生したばかりであった。

本部町議会は、米軍による事件・事故等が発生するたびに抗議を行ってきたものの、綱紀粛正などの取り組みの実効性は全く上がっておらず、またしても県民が犠牲となる凶悪事件が発生したことは断じて許せるものではなく、激しい憤りを覚えている。

日米両政府は、こうした凶悪な事件が戦後70年余も幾度となく繰り返されている事態を深刻に受け止め、これ以上の沖縄県民の犠牲を断ち切るべく、実効性ある抜本的な対策を講じるべきで

ある。

よって、本部町議会は、県民の人権と生命、財産を守る立場から、今回の米軍属による女性死体遺棄事件に関し、渾身の怒りを込めて厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、下記の事項の徹底、実現を強く要求する。

記、1. 遺族への謝罪並びに完全な補償を行うこと。2. 米軍人・軍属等の綱紀粛正と人権教育を徹底するとともに、実効性のある抜本的な再発防止策を講じ公表すること。3. 日米地位協定に規定されている米軍属の管理体制と責任の所在を明らかにすること。4. 米軍基地の整理・縮小と日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。以上、決議する。

平成28年5月31日、沖縄県本部町議会。あて先、在日米軍司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、駐日米国大使、内閣総理大臣、官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長。以上。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（午前10時06分）

再開します。

再 開（午前10時08分）

文面の読み違いを本人から訂正。6番 宮城達彦議員。

○ 6番 宮城達彦 どうも済みません。私のほうでちょっとミスがありました。殺害について「自供」という、先ほどの私の読みでありましたが、殺害について「供述」と訂正いたします。

○ 議長 島袋吉徳 改めて、これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから決議第1号 米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、決議第1号 米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 意見書第3号 米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。6番 宮城達彦議員。

○ 6番 宮城達彦 意見書第3号、平成28年5月31日、本部町議会議長 島袋吉徳殿。提出者、本部町議会議員 宮城達彦。賛成者、本部町議会議員 西平 一。賛成者、本部町議会議員 仲宗根宗弘。米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書。上記の意見書を、別紙のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書（案）。

4月28日から行方不明になっていたうるま市在住の20歳の女性が、5月19日恩納村の雑木林で

遺体となって発見された。沖縄県警は同日、死体遺棄の容疑で、嘉手納基地で働く元海兵隊員で米軍属の男を逮捕した。その後、容疑者は女性暴行や殺害についても供述しているとの報道がなされている。

今回の事件は、将来に夢を抱く若い女性の尊い命を奪うという極めて残虐で凶悪な事件であり、親族や友人、関係者、さらに沖縄県民に大きな衝撃と不安を与えるとともに深い悲しみと激しい怒りの声が広がっている。

沖縄県民は、戦後70年を経た今もなお、基地あるがゆえに多くの犠牲と過重な負担を強いられており、今年3月にも米軍人による女性暴行事件が那覇市内のビジネスホテルで発生したばかりであった。

本部町議会は、米軍による事件・事故等が発生するたびに抗議を行ってきたものの、綱紀粛正などの取り組みの実効性は全く上がっておらず、またしても県民が犠牲となる凶悪事件が発生したことは断じて許せるものではなく、激しい憤りを覚えている。

日米両政府は、こうした凶悪な事件が戦後70年余も幾度となく繰り返されている事態を深刻に受け止め、これ以上の沖縄県民の犠牲を断ち切るべく、実効性ある抜本的な対策を講じるべきである。

よって、本部町議会は、県民の人権と生命、財産を守る立場から、今回の米軍属による女性死体遺棄事件に関し、渾身の怒りを込めて厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、下記の事項の徹底、実現を強く要求する。

記、1. 遺族への謝罪並びに完全な補償を行うこと。2. 米軍人・軍属等の綱紀粛正と人権教育を徹底するとともに、実効性のある抜本的な再発防止策を講じ公表すること。3. 日米地位協定に規定されている米軍属の管理体制と責任の所在を明らかにすること。4. 米軍基地の整理・縮小と日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年5月31日、沖縄県本部町議会。あて先、内閣総理大臣、官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書第3号 米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、意見書第3号 米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第3回本部町議会

臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において決議した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第3回本部町議会臨時会閉会します。

閉 会 (午前10時17分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 島 袋 吉 徳

本部町議会議員 宮 城 達 彦

本部町議会議員 知 念 重 吉